東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、新たに住宅が建設されていなくても、申告により認められれば最長10年間は住宅用地とみなされ固定資産税・都市計画税が軽減されます

住宅が建っている土地は、更地や事業所用地に比べ土地の固定資産税・都市計画税が軽減されていますが、東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）について、住宅を取壊した場合等に、平成２４年度から令和３年度分までその敷地を住宅用地とみなして、固定資産税等の軽減措置を継続する特例措置が設けられました。

※　本来、住宅用地の価格の特例は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能です。

●特例措置を受けるためには、申告が必要となります。

※　被災した住宅を取り壊して、貸し駐車場等のように別の用途に利用されていた場合、軽減措置は該当しなくなります。

☆特例措置を受けることができる方

1	平成２３年度賦課期日（１月１日）における「被災住宅用地の所有者」
2	平成２３年１月２日から３月１０日までの間に「被災住宅用地」の全部又は一部を取得した方
3	「被災住宅用地の所有者」及び「上記２の取得した方」が個人である場合その方の相続により「被災住宅用地」の全部又は一部を取得した相続人
4	「被災住宅用地の所有者」及び「上記２の取得した方」が個人である場合平成２３年３月１１日以後にその方から「被災住宅用地」の全部又は一部を取得したその方の三親等内の親族
5	「被災住宅用地の所有者」及び「上記２の取得した方」が法人である場合平成２３年３月１１日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた「被災住宅用地」の全部又は一部を取得した法人

※　「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成２３年度分の固定資産税について住宅用地の特例適用を受けたものをいいます。
当該土地が共有物である場合には、その持分を有する方を含みます。

（裏面「提出書類」もご覧ください）

☆特例措置を受けるための提出書類

特例措置を受ける年度の１月３１日までに、「東日本大震災に係る被災住宅用地申告書」を提出してください。申告書の提出により、書類審査と現地調査を行い、特例措置の決定がなされます。

最長１０年間、特例措置を受けることができますが、毎年、「東日本大震災に係る被災住宅用地申告書」の提出が必要です。

	提出いただく方	提　出　書　類
①	全　　員	**(1) 東日本大震災に係る被災住宅用地申告書** 申告書には、 ア　納税義務者の氏名及び住所 （法人の場合は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地） イ　納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係 ウ　被災住宅用地の上に平成２３年度に係る賦課期日においてした家屋の所有者及び家屋番号 エ　当該年度に係る賦課期日において、特例の適用を受けようとする土地を住宅用地として使用することができない理由 オ　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項等の記載が必要であり、場合によっては登記事項証明書等の提出をお願いすることがあります。 **(2) 個人番号確認書類の写し及び本人確認書類の写し** **※（郵送の場合）** 番号法に基づき、申告書提出の際、個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入に併せて個人番号確認及び本人確認をさせていただきます。確認書類については別紙をご確認ください。
②	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の２、３の方	**提出書類①に加えて、** 登記事項証明書等、　取得（相続）したことを証明する書類
③	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の４の方	**提出書類①に加えて、** 戸籍の謄本等、三親等内であることを証明する書類
④	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の５の方	**提出書類①に加えて、** 法人登記簿の登記事項証明書等、特例対象者１又は２との関係を証明する書類

※　具体的な手続き等については、資産税課までお問合せください。

問合せ先：郡山市税務部資産税課土地係　電話（024）924-2091